

具体的なアンチ・ダンピング調査の流れ

(資料3)

- 調査開始が決定された場合、調査は原則1年(延長された場合、最大18ヵ月)で終了。
- 経済産業省・財務省・物資所管省(今回の調査については、経済産業省及び財務省の2省となる)から成る調査当局が調査。

国内生産者による申請

- 国内生産者は、
 - ①不当廉売された貨物の輸入の事実及び
 - ②当該輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実があることについての十分な証拠を添えて課税を求める書面を提出。

原則2ヶ月を目途

調査開始

調査せず

- 調査当局は、上記①及び②について、十分な証拠があると認める場合には、調査を開始。

質問状の送付・回答

回答内容の確認・分析

- 調査当局は、輸出国生産者・輸出者・国内生産者・輸入者・利用者に係る情報収集、分析を実施。

現地調査

重要事実の開示(中間報告)

最終決定

課税

課税せず

- アンチダンピング課税の是非、税率、期間(最大5年・延長可)等に関し最終的に決定。

(注) 必要に応じ最終決定に先立ち暫定措置による課税がありうる。